資料3

米沢市における宿泊税制度案について

（1）米沢市宿泊税制度案

1．導入目的

米沢市における宿泊客の増加を図るために実施する、多彩な観光資源の魅力の向上や、観光客の受入体制の充実化、国内外の観光需要の獲得に向けた取組等、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

2．宿泊税使途

宿泊税活用想定事業	年度ごとの事業費（千円）			
	30,000	40,000	50,000	60,000
1　宿泊客数増加に向けた観光コンテンツの創出、磨き上げ ①　ナイトコンテンツの創出による宿泊の推進 ライトアップ等、夜観光を促す取り組みを実施し、本市での宿泊の推進を図ります。 ②　地域資源を活用した観光コンテンツの造成 多様な観光資源を活用した観光コンテンツの造成などにより、滞在期間の長期化を図ります。	9,000	12,000	15,000	18,000
2　宿泊、連泊の増加に向けた誘客の強化 ①　長期滞在者を対象とした宿泊のインセンティブ付与 ビジネス等により連泊する宿泊客に対し、地域の飲食店等で使用可能なクーポン等を配布することで夜間の滞在時間の充実化を図ります。 ②　閑散期の誘客促進 閑散期におけるイベントの誘致や閑散期における宿泊促進キャンペーンの実施により、宿泊客の増加を図ります。	9,000	12,000	15,000	18,000
3　観光客受入体制の整備 ①　観光客を受け入れる宿泊施設、観光関連施設への支援 観光施設や宿泊施設が行う観光客の満足度向上につながる施設の改修、高付加価値化、維持管理、環境整備などに対する支援を実施します。 ②　観光人材の育成 セミナーや研修等の実施、多言語対応等、ホスピタリティの向上に向けた取組を実施します。	6,000	8,000	10,000	12,000
4　その他 ・（仮称）宿泊税基金の積み立て　等 災害等の緊急時や社会情勢の変化などへの対応ができるよう税収の一定額を基金として積み立てます。	4,500	6,000	7,500	9,000
5　特別徴収事務交付金　等 ・特別徴収義務者（宿泊事業者）への徴収事務に係る交付金　等 他自治体の事例を参考とし、特別徴収事務交付金及び（仮称）観光振興協力金として、納期納入額の合計５％を交付する。	1,500	2,000	2,500	3,000

※「年度ごとの事業費」は現時点で仮に設定したものであり、制度導入後は、毎年度、その時々の需要等を踏まえ、各事業への充当額を決定する。

３．課税客体、課税標準、納税義務者

①課税客体

・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊

・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）

②課税標準　　１人・１部屋・１棟当たりごとの宿泊料金

③納税義務者　　①の宿泊施設への宿泊者

４．徴収方法、特別徴収義務者、申告期限

①徴収方法　　特別徴収

②特別徴収義務者

・旅館業法第３条第１項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をした者（旅館・ホテル等、民泊）

・宿泊税の徴収について便宜を有する者（全面的に経営を委託している場合など）

③申告期限

毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入

※一定の要件を満たす場合は、３ヶ月ごとに申告納付が可能

５．税額/税率

宿泊税の税率については、下記の理由より定率制を採用することとし、その税率については3%とする。

・宿泊料金に応じた負担となり、宿泊者の担税力に応じた制度となること。

・物価高騰等に伴う観光施策に要する経費の増加に対応できる制度となること。

６．免税点

免税点は下記の理由より設けないこととする。

・宿泊者間の公平性を確保するため。

・免税点を設けることで、制度が複雑化し、事務負担が増加する可能性があるため。

７．課税免除

修学旅行や学校行事の参加等についての課税免除の規定は、下記の理由より設けないこととする。

・宿泊者間の公平性を確保するため。

・規定を設けることにより、追加での事務手続きが増えるため。

※ただし、天災やその他特別の事情がある場合に対応できるように「減免」に関する規定を設ける。

※「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除する。

８．制度の見直し時期

条例施行後、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じる。

制度の見直し時期　　条例施行後３年、その後５年ごと

９．事業者支援

①特別徴収事務交付金

特別徴収義務者に対して、宿泊税納期内納入額の一定割合を交付し、税の導入に係る事務経費の負担軽減を図る。

交付額　　納期内納付額の 3.0％に相当する額。

②（仮称）観光振興協力金

宿泊税徴収時において宿泊税の説明や宿泊税を活用した事業等、本市の観光施策に係る周知を特別徴収義務者が担うことから、特別徴収義務者に対して、協力金として宿泊税納期内納入額の一定割合を交付する。

交付額　　納期内納付額の 2.0％に相当する額

③税導入時におけるレジシステムの改修補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築等に必要な経費に対する補助制度を創設する。

※補助額については、要する経費等を精査の上設定をする。

10. 山形県の導入を見据えた制度の調整について

宿泊税については、山形県においても導入の検討が進められているところ、宿泊税制度の検討に当たっては、宿泊事業者等の事務負担の軽減や現場の混乱を防止する観点から、税率、課税免除、申告期限等の制度上の要件について県と市町村との間で可能な限り調和を図る必要がある。

また、県が宿泊税を導入した場合、その税収は、県が定める宿泊税の目的や使途に基づき活用されることとなるため、各市町村がどのような形でその税収による恩恵を受けることができるかは、県の制度設計や具体的な使途に左右されることとなる。

このため、税率の設定に当たっては、本市が自主的かつ継続的に観光施策を推進していく上で極めて重要な論点であり、将来的な観光行政における本市の自由度や裁量を確保する観点で検討する必要がある。

（２）宿泊税導入後の運用方針について（案）

・毎年度の宿泊税の税収については、一度全額基金に積み立て、次年度以降においてその税収を活用して、各事業への予算として活用することとする。

・宿泊税の導入目的や使途に沿った事業に対して税収を充当するにあたり、毎年度具体的な充当事業を検討するとともに実施事業の評価を行うことを目的に、市と観光事業者等との間で宿泊税を活用した事業について、検討・協議の場を設け財源活用の透明性の確保を図る。

（参考：イメージ図）

